

定 款

2026年7月1日改正

 住友商事株式会社

住友商事株式会社定款

第 1 章 総 則

第1条（商 号）

当社は、住友商事株式会社と称し、英文ではSUMITOMO CORPORATION
又はSUMITOMO SHOJI KAISHA, LTD. と表示する。

第2条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都千代田区に置く。

第3条（目 的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の物資の輸出入及び販売

- (1) 鉄鋼、非鉄金属、それらの製品及び鉱石その他鉱産物
- (2) 電線、ケーブル及び電気、電子、通信機器並びにそれらの部品
- (3) 機械、器具、工具（度量衡器、計量器、医療用具を含む。）、銃砲類、車輛、船舶、航空機及びそれらの部品
- (4) 工業薬品（毒物、劇物、アルコール、火薬類を含む。）、医薬品（動物用医薬品を含む。）、医薬部外品、農薬、合成樹脂、化粧品、染料、ガス類、放射性同位元素その他化学製品及びそれらの原料
- (5) 肥料、飼料及びそれらの原料
- (6) 食糧、油糧、食品、塩、煙草及び酒類その他の飲料
- (7) 繊維原料及びその製品
- (8) ゴム類、皮革、パルプ、紙類、それらの製品及び雑貨
- (9) 窯業原料、木材、それらの製品その他土木建築用資材
- (10) 石炭、石油（燃料油を含む。）、天然ガス、その他燃料及びそれらの製品
- (11) 動、植物その他天産物
- (12) その他農林水畜産物及び鉱工業製品

2. 前号物資の製造業、加工修理業、保守、管理、検査、賃貸借及びリース並びに据付工事請負

3. 古物売買業

4. 問屋業、仲立業及び代理業

5. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業その他の保険代理業並びに生命保険の募集に関する業務

6. 海外における損害保険業及び生命保険業

7. 倉庫業

8. 陸上運送業、海上運送業、航空運送業、運送取扱業及びそれらの代理業

9. 鉱業、農産物の栽培、植林、伐採、水産物の採捕及び養殖並びに牧畜業

10. バイオテクノロジーによる生成物の開発及び販売

11. 旅行業、旅館業並びに観光・レジャー、スポーツ、医療、教育の各施設及び飲食店の経営

12. 不動産の取得、処分、保守、管理及び賃貸借、リースその他の利用並びにそれらの仲介

13. 地域開発及び都市開発事業並びにこれらに関する請負、企画、設計及び監理

14. 陸、海、空の測量及び調査
15. 土木建築工事その他建設工事の請負、企画、設計及び監理
16. 出版物、印刷物及び映像物の製作及び販売
17. 情報処理・提供その他の情報サービス業、広告業、電気通信事業並びに無線及び有線テレビ・ラジオ放送事業
18. 工業所有権、著作権その他の無体財産権及びノウハウ、システムエンジニアリングその他のソフトウェアの取得、開発、保守、利用、処分及びそれらの仲介
19. 温室効果ガス排出権の売買
20. 金銭の貸付、債務の保証、債権の売買、為替取引、有価証券の保有、運用、売買その他の金融業
21. クレジットカード業
22. 投資顧問業
23. 労働者派遣事業
24. 一般廃棄物及び産業廃棄物の処理並びにそれらの再生製品の販売
25. 発電及び上下水の処理に関する事業
26. 電気、水及び熱の供給
27. 前各号に係る調査、研究及びコンサルタント業
28. 前各号に付帯又は関連する一切の業務
29. 前各号に掲げる以外の事業

第4条（機 関）

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

第5条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、80億株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式の買増し）

当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。ただし、当社が売り渡すべき数の自己株式を有していないときは、この限りでない。

第10条（株主名簿管理人）

- ① 当社は、株主名簿管理人を置く。
- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

第11条（株式の取扱い）

当社の株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款のほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

第12条（招集）

- ① 定時株主総会は、毎年6月に招集する。
- ② 前項のほか、必要があるときは、臨時株主総会を招集する。
- ③ 株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

第13条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第14条（議 長）

株主総会は、社長執行役員がその議長となる。社長執行役員に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により代行者がこれに代わる。

第15条（電子提供措置等）

- ① 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。
- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条（決議の要件）

- ① 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人は、委任状を当社に差し出さなければならない。

第 4 章 取締役、取締役会及び執行役員

第18条（取締役の選任）

- ① 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- ④ 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第19条（取締役の任期）

- ① 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第20条（代表取締役及び役付取締役）

- ① 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。
- ② 取締役会は、その決議によって、取締役会長を定めることができる。

第21条（取締役会）

- ① 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長を置かないとき又は取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに代わる。
- ② 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
- ③ 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第22条（重要な業務執行の決定の委任）

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第23条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第24条（取締役の責任免除）

- ① 当社は、取締役会の決議によって、法令の定める限度において、取締役の責任を免除することができる。
- ② 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、法令の定める限度まで、取締役の責任を限定する契約を締結することができる。

第25条（執行役員）

- ① 取締役会は、その決議によって、執行役員を定め、当社の業務を分担して執行させる。
- ② 取締役会は、その決議によって、社長執行役員を定めるほか、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員その他の役付執行役員を定めることができる。

第 5 章 監査等委員会

第26条（監査等委員会）

- ① 監査等委員会は、あらかじめ監査等委員会が定めた監査等委員が招集する。ただし、他の監査等委員が招集することを妨げない。
- ② 監査等委員会の議長は、前項の招集者がこれにあたる。
- ③ 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第27条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

第 6 章 計 算

第28条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第29条（剰余金の配当）

- ① 株主総会の決議によって、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。
- ② 前項のほか、取締役会の決議によって、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第30条（除斥期間）

期末配当金又は中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附 則

2025年6月開催の第157期（2024年度）定時株主総会の決議による当会社定款の変更前における監査役の行為に係る会社法第423条第1項の責任の取締役会の決議による免除及び当該責任を限定する契約については、なお従前の例による。